当法人が，貴組合に対して行った次の行為は，北海道労働委員会において，労働組合法第７条第２号及び第３号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後，このような行為を繰り返さないようにします。

記

平成２１年の就業規則及び給与規程の改定に関する団体交渉において，不利益変更の代償措置に関する説明が不十分なまま交渉を打ち切ったり，その後の貴組合との間の交渉再開の協議において，交渉事項として契約職員の期末・勤勉手当の問題を含めて団体交渉を継続する方向で日程調整をすると回答しながら，貴組合が求める契約職員の期末・勤勉手当に関する団体交渉の必要性はないとして団体交渉の再開を拒否して，誠実に団体交渉に応じなかったこと，また，これにより，貴組合の運営に支配介入したこと。

平成２３年４月８日

北海道大学教職員組合
執行委員長　神　沼　公　三　郎　様

国立大学法人北海道大学
学長　佐　伯　浩